

告示

埼玉県告示第三百七十三号

令和七年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和七年五月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
さいたま市	針ヶ谷第六	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
川越市	高階第五	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
川越市	高階第六	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
川越市	高階第七	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
熊谷市	中西一	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
熊谷市	中西二	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
川口市	横曽根七	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
秩父市	落合第三	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
秩父市	落合第四	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
飯能市	中山第三	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
飯能市	中山第四・原町	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで

加須市	柳生三	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
加須市	小野袋一	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
本庄市	銀座二丁目外第三	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
本庄市	銀座二丁目外第四	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
東松山市	東松山十九	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十九	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
狭山市	狭山第六十	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
深谷市	深谷第四十五	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
深谷市	深谷第四十六	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
越谷市	越谷第七―二	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
伊奈町	小室六	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
小川町	青山六	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
小川町	青山七	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
ときがわ町	西平四	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
ときがわ町	西平五	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで

横瀬町	横瀬二	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
横瀬町	横瀬三	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
皆野町	金沢一	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
長瀬町	矢那瀬一	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野五	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
小鹿野町	伊豆沢一	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
東秩父村	御堂四	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
東秩父村	御堂五	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
東秩父村	奥沢一	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
神川町	阿久原十五	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
神川町	阿久原十六	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで